行 城

職員等の旅費支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

規

則

宮 (総務部私学文書課) 宮城県仙台市青葉区 本町三丁目8番1号 電話 022(211)2267 (毎週火,金曜日発行)

職員等の旅費支給規則の一部を改正する規則

職員等の旅費支給規則(昭和三十五年宮城県規則第七十五号)の一部を次のように改正する。

ページ 第三条第二項中「同条第一項」を「任期付職員条例第二条第一項」に改める。 ○宮城県規則第六十六号

平成二十二年九月二十一日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

第十五条中「クロアチア」の下に「、コソボ」を加える。 別表第四中「川崎市」の下に「、相模原市」を加える。

改正後の職員等の旅費支給規則別表第四の規定は、平成二十二

(環境対策課)

入

事

課

報

○公害防止条例施行規則の一部を改正する規則

○職員等の旅費支給規則の一部を改正する規則

規

則

目

次

ľ

を

浩

を

第2192号	平成	22年	9月2	21 E	3	火曜	日	宮	1	城	県	1	公	報								(2)
小田ダム貯水池	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	平長日筒沼沼沼	 内伊 沼豆 沼		池原子タム野水	「 	池	川原子ダム貯水	化女沼ダム貯水	表第二第三号□の表		(鳴源湖) 漆沢ダム貯水池	-	鳴子ダム貯水池	長召	池の関ダム貯水	鳴子ダム貯水池	化女沼ダム貯水上大沢タム貯水	小田ダム貯水池	尹平長 豆筒沼 召沼		词 召
栗原市登米市及び栗原市登米市及び栗原市	登米市	登登米市市	登米市及び栗原市登米市及び栗原市		巨石市				大崎市	表第二第三号□の表備考8の表湖沼の項中	加美郡加美町	加美郡加美町加美郡加美町	-	大崎市 加美町 日本	加美郡加美町	宮城郡利府町宮城郡利府町	大道市			登登登 米米米 市市市 及 バ	- T-	宮成郎七ヶ兵町
<u></u>		 		·		_	<u> </u>	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			_	に改め、別	-	_ ক				ΙĘ			_	
	る非出水については、司規則第三条の規定は、「げる水域並びにこれらに流入する同規則別表質	をいう。)から改正後の公害防止条例施行規	ິລ	第十二号)第二条第二項に規定する特定施	2 この規則の施行の際現に汚水又は廃液に	(経過措置)	1 この規則は、公布の日から施行する。	(施行期日)	附則	一九亭老九亭田	「長田原湖) 「日急の大学」 「東京湖) 「東京が大学」 「大学など、「大学など、「大学など、「大学など、「大学など、「大学など、「大学など、「大学など、「大学など、「大学など、		鳴子ダム貯水池 大崎市 長沼 加美郡加美町	ム貯水池	池の関ダム貯水 宮城郡利府町 宮城郡七ヶ浜町		「 阿川沼 宮城郡七ヶ浜町	鳴子ダム貯水池 大崎市	池女沼ダム貯水・大崎市	上大沢ダム貯水 大崎市		「
この共同の方名の氏が正式拿し、フル同じ	つハては、司規則第三条の規定は、この規則の施行の日から起算して六月間は、適用しひにこれらに流入する同規則別表第一第三号の表備考1に規定する公共用水域に排出す	をいう。)から改正後の公害防止条例施行規則別表第二第三号⇔の表備考7の表及び備考8の表に掲	当該特定施設の存する特定事業場 (同条第三項に規定する特定事業場	第二条第二項に規定する特定施設をいう。以下同じ。) を設置している者 (設置の工事	の施行の際現に汚水又は廃液に係る特定施設(公害防止条例(昭和四十六年宮城県条例						に改める。		- - &					_	lý.		*	

(3)

告

示

○宮城県告示第九百四号 計量法 (平成四年法律第五十一号) 第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり

平成二十二年九月二十一日

実施する。

宮城県知事 村 井 嘉

浩

十月同二十九日 日二十九日	十月二十八日	十月二十七日	十 月同 十 六 日	十平 月二十二 十五日	実施年月日
亘	亘	角	角	角	
理	理	田	田	田	実
町	町	市	市	市	施
全域	全域	東枝 根野·藤尾·	西根·北鄉· 桜鄉·	角田田	域
午後二時三十分まで午前十時から	午後二時三十分まで午前十時から	午後二時三十分まで午前十時三十分から	午後二時三十分まで午前十時三十分から	午後二時三十分まで午前十時三十分から	検査受付時間
亘理町佐藤記念体育館	亘理町佐藤記念体育館	一階展示室	一階展示室	一階展示室	実施の場所

○宮城県告示第九百五号

宮

宮城県認証食品認証要綱(平成十七年宮城県告示第九百号)第六条第一項の規定により、認証食品

宮城県知事

村

井

嘉

浩

平成二十二年九月二十一日

を次のとおり認証した。

認証食品

日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本						
知ります。		二古	古古			
国 申請者の氏名 製造業者の名称 ス は 屋 号 イ代表取締役 内海春 有限会社のぞむや 有限会社のぞむや イ表取締役 斉藤忠 有限会社のぞむや 本雄 一	八十	<u>-=</u> +	七十十二	十七	十四四	番認号証
中 申 請者の氏名 製造業者の名称 マ は 屋 号 有限会社ウツミ水産		物農産物	あられ	豆腐	油揚げ	
表取締役 内海春 有限会社ウツミ水産 表取締役 内海春 有限会社のぞむや 表取締役 斉藤忠 有限会社のぞむや でいるられ株式 かやぎのあられ株式 みやぎのあられ株式 みやぎのあられ株式 みやぎのあられ株式 みやぎのあられ株式 みやぎのあられ株式 みやぎのあられ株式 かきんど松島加工 仙台 農業協同組合子 にらんど松島加工 しい は 屋 号 できんど松島 ア 請者の氏名 収金社ウツミ水産 大震は 屋 号 できんど松島 かく は 屋 号 できんど 中ぎのあられ株式 かき できる は と ない と ない			類		17	目
大齋は 要・らんど松島	寿代有表限	ま部愛子会・	ᄪᅺᅶ	雄代有表限	征代有表限	
大齋は 要・らんど松島	締社役ウ	代ん 表ど	克代の 表あ	締社役の	締社役ほ	る者
有限会社のぞむや 有限会社のぞむや 会社 屋 会社 屋 会社のぞむや のあられ株式 会社のぞむや	ツ 内ミ 海水	松太島	取ら締れ	ぞ 斉む	l I,	民
R 会社ほし食品 R 会社のぞむや R 会社のぞむや R 会社のぞむや R 会社のぞむや R 会社のぞむや R 会社のぞむや R 会社のぞむや S R 会社のぞむや R 会社のぞむや R 会社のぞむや R 会社のぞむや R 会社 R ら R ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら	春産	は工	12休	忠	孝	称名
産合式	有限	愛仙・台	会み社や	有限	有限	又製
産合式	会 社 ウ	り農ん業は	で の あ	会 社 の	会 社 ほ	は業
産合式	シミ	松陽島	5 1	ぞむ	し食	屋の
製造所等の所在地 製造所等の所在地 コーポート コーオー コー	産	合	株式	et et	品	号称
郡美里町字藤ヶ崎町四八十一二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	八宮 城	九宮城	五亘 一理	目黒 二川	遠田	
が 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	郡利	郡松	郡昌	八郡 · 大 _一 和	郡美田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	製造
沼字 開鹿島字 所在地 開鹿島字 新浜 二	町赤	町磯	町	二町も	一 町 字	所等の
#	沼字	崎字	隈鹿	みじた	藤ケ	所在
	芦尻		字吹	丘 丘	町四	地

二 認証年月日

平成二十二年九月八日

○宮城県告示第九百六号

肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第七条第一項の規定により、次のとおり肥料の登録

平成二十二年九月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

三平月二十二年	三月三十二年	圣金年月日	登录 手
第五六八号	第五六七号	(宮城県)	登録番号
副産石灰肥料	副産石灰肥料	月米 〇 利类	D 重
Rich Supple Ca	蛎右衛門	月米の名和	巴斗りいか
		窒素全量	
		りん酸全量	保証成分量(%)
		加里全量	量(%)
五〇・〇	五〇・〇	アルカリ分	
項は公定規格のとおり最大量及びその他の制限事含有を許される有害成分の	項は公定規格のとおり最大量及びその他の制限事含有を許される有害成分の	その 化 の 夫 村	この也の見各
株式会社グリーン	株式会社グリーン	又は名称	産業者の
鶴田一一五番地三宮城県大崎市松山千石字	鶴田一一五番地三宮城県大崎市松山千石字	生産業者の住所	上 産業 首 り 主 斤
三平月成二十八年	三月二十八年	有效期	力 月

第219	92号	平月	戊22	年 9	月2′		火	曜日	宮	城	県	1		公	幸							(4
	第五五七号	(宮城県)	登録番号		平成二十二年	録事項に係る変更の届出があった。	肥料取締法(四	○宮城県告示第九百八号	五月十四日年	四平月二十二十二年	亨 亲	更新丰司日			平成二十二年	録の有効期間の更新をした。	肥料取締法 (四	○宮城県告示第九百七号	七月六日二年	六月二十 円二十 二十 日年	五平月三十一日年	四平 月八日 二年
	副産石灰肥料	那米 の 種类	巴斗つ重頁		平成二十二年九月二十一日	更の届出があっ も	昭和二十五年法	八百八号	第五二四号	第五三一号	(宮城県)	登録番号			平成二十二年九月二十一日	足新をした。	昭和二十五年法	九百七号	第五七二号	第五七一号	第五七〇号	第五六九号
	蛎太郎	服料の名	当りいる			た。	律第百二十七号)		乾燥菌体肥料	副産石灰肥料	月米の利力	肥料の重額					律第百二十七号)		副産動物質肥料	副産石灰肥料	副産石灰肥料	副産石灰肥料
	宮城県大崎市松山千石字鶴田一株式会社グリーンマン	名		宮城県知事			肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第十三条第一項の規定により、		FSMP 111	肥シェルー〇〇 _%	月米の分析	肥料の名称		宮城県知事			肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第十二条第二項の規定により、		副産動物 F 15	り特許の肥料	副産石灰	有機石灰) 三陸45(カキ殻
	松山千石字	称及び住所	業者の	村			別規定によ		-		窒素全量			村			別規定によ		- 五・〇			
	子 鶴 田 一	住	氏 名 又け	井					- 0		りん酸全量	伊訂	呆正	井					0			
	五 番 地 三	,,,		嘉浩			次のとおり肥料の登				加里全量	-	呆正成分量へ	嘉浩			次のとおり肥料の登					
	社名及び住所	変					が の 登			五〇・〇	アルカリ分	9	%				が の 登			 四 五	四八	 四 五
	住所	変更事項									く溶性苦土									<u>н</u> О	·	<u>н</u> О
	宮城県石巻市流留字町一ライザー株式会社ナノミネラルフ	変更前	変更						項は公定規格のとおり最大量及びその他の制限事含有を許される有害成分の	項は公定規格のとおり最大量及びその他の制限事含有を許される有害成分の	A CO 所以	その也の現各							項は公定規格のとおり最大量及びその他の制限事含有を許される有害成分の	項は公定規格のとおり最大量及びその他の制限事含有を許される有害成分の	項は公定規格のとおり最大量及びその他の制限事含有を許される有害成分の	項は公定規格のとおり最大量及びその他の制限事合有を許される有害成分の
- - -	ー アー番 ナイ		の内容						福栄肥料株式会社	三浦渉	又は名称	生産業者の氏名							福栄肥料株式会社	ヒー マンライフ・株式会社アース・	有限会社三和産業	株式会社北興物産
	五番地三宮城県大崎市松山千石字鶴田一一株式会社グリーンマン	変 更 後								津字田の頭九番地宮城県本吉郡南三陸町歌		生産業者の主新							── 目二六番地 ── 日二六番地 ── 日二六番地 ── 一	- 一番地の一五 一番地の一五 - 福島県福島市沖高字東原		八番地二〇
	十二月七日	変更年月 日							七月十日 日十日 日 年	五平 月二十 十五日	不 交 其	有効期限							七月五日	六月二十八 十二十 日	五平 月三十 十 日 年	四月七日平成二十八年

(5)	平成22年	₹9月	21日	火曜	目		宮		城		県	4	公	報	ł						第2	192	号	
た い 肥	た い 肥	の 指 定 定 名 れ	朱 巴 斗	平成二十一年八月から二十二年三月分	平成二十二年九月二十一日	果を次のとおり公表する。	肥料取締法 (昭和二-	○宮城県告示第九百十号	TN - 窒	三 主成分の	二 分析検査	(注) 一 分析検査		副産石灰肥料	魚かす粉末		肥料の種類等		平成二十一年八月から二十二年三月分		平成二十二年九月二十一日	果を次のとおり公表する。	肥料取締法 (昭和二-	○宮城県告示第九百九号
有限会社吉田畜産	有限会社蔵王高原牧場	くは販売業者又は表示者	生 筆 業 者、 渝 入 業 者 与 フ	十二年三月分	日日	ම	〒五年法律第百二十七号)	5	窒素全量、TP‐りん酸全量、	主成分の略号は次のとおりである。	分析検査の項目に係る指摘事項は、	分析検査及びその他の検査欄は、焓		遠藤文吾	紫協同組合 水産加工		保証票添付者		十二年三月分		十日日	ବ <u>୍</u> ଚ	〒五年法律第百二十七号)	亏
牛ふんたい肥	牛ふんたい肥	(及び商品名)		宮 坂県矢事			肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第三十条第七項の規定により、		里、TK - 加里全量、AL -		分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。	検査対象荷口全体の肥料を代表し得るように必要袋数		四五・〇かき副産石灰南三陸一号	気仙沼弁天魚粕		肥料の			宮城県知事村			肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第三十条第七項の規定により、	
・四五	一・0四	% T % N		井			6り、特殊肥料の検査の結		- アルカリ分		は表示値とを:	代表し得るよ		南三陸一号			名称			井嘉			6り、普通肥料の検査の結	
- O <u>=</u>	- - - - 六	⊕ T ⊕ P		浩	=		の検査の				比較した	うに必要	H	主 成 分 -	主成分 -					浩			の検査の	
〇 九 五	六六六	⊕ T % K					結				結果である。			分 · A L	分 - T N、T	項	分						結	
		mg T / C kg u	検									(ばらの場合には、必			P	目	析	検						
		mg T / Z kg n	o									必要部位数)を抽出し、			T		検査	查						
		(%) O	結												TP成分不足	指摘事項		の概						
- t - -	一 〇 · 五	C / N	果									混合した試料一点について検査した結果である。				信見の村子	□ 呆正真の	要						
+0·-	五八・五	(水%分										点について												
	Д	のそ 検の 査他										で検査した結				付ける	その也の倹査							
六二、 日十) 一名 年月	六二立 日十入 三年 年月	備	;									果である。	E	一二立 日十入 二年 年月	一二立 日十入 二年 年月		備							

考

六日 二十一年七月十 日 十

六日 二十一年七月十 日

考

一日 二十二年三月十 三月十

一日 二十二年三月十 三月十

第219	2号	<u>7</u>	平成	22年	F 9 ,	月2 [′]	1日	火	曜 日	3	宮		城		県		公	報					(6)
平成二十二年九月	二縦覧期間	土地改良事業計画書の写し	― 縦覧に供する書類の名称		平成二十二年九月二十一日	えを提起することができる。	の翌日から起算して	立てに対する決定に不服があるときは、	日の翌日から起算して	なお、この土地改良	に供する。	改良事業 (経営体育な	土地改良法(昭和日	○宮城県告示第九百十一号	二 分析値は、	T N - 🛱	備考 一 分析検索	た い 肥	た い 肥	た い 肥	た い 肥	た い 肥	た い 肥	
平成二十二年九月二十一日から平成二十二年十月二十日まで		画書の写し	類の名称		2十日	できる。	ハか月以内に宮城県を被告と		て十五日以内に宮城県知事に	以事業計画について不服があ		改良事業(経営体育成基盤整備事業)計画を定めたので、	十四年法律第百九十五号)	号号	T C	N - 窒素全量、TP - りん酸全量、	分析検査を実施した成分の略号は、	株式会社布田牧場	あさひな農業協同組合	株式会社ヒルズ	みやぎ仙南農業協同組合	角田市農業の館	丹野均	
+十月二十日まで				宮城県知事 村			の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消し	同条第十項の規定により、この決定	日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。	なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第六項の規定により縦覧期間満了の		のたので、同条第五項の規定により、	土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条第一項の規定により、		u及びTZnについては乾物当たりの数値、そ	墨、TK - 加里全量、TCu	次のとおりである。	ザ・ベース	ニックプラント) (あさひな農協オーガ郷の有機	豚ぶんたい肥	JA有機肥料	館の堆肥	牛ふんたい肥	
				井)決定に対	でがあった	きる。また、	定により					れ以外の	3 - 銅全量、			- - =	三四三	三 五 〇	一 - 五	— · 六 九	
				嘉浩			する取消しの訴	この決定があったことを知った日	た、この異議申	縦覧期間満了		次のとおり縦覧	県営高城地区土地		それ以外の項目について	TZn‐亜鉛全量、TCaO‐		〇・七五	- 〇 八 六	五・六五	- - 0	— - 五 三	二 二 七	
				_	地(カンタ カンタ カンタ カンタ カンタ カンタ カンタ カン・カン・カン・カン・カン・カン・カン・カン・カン・カン・カン・カン・カン・カ	訴 	日 —			~~~		地	Ξ	は現物当た	鉛全量、T		三八	〇 六 一	二 - 四	一 五 五	五七		
右岸	終点左岸	岸	起点左岸。	区間	地 (図面省略)	次の一の区間に		平成二十二年九月二十一日	その関係図面は、	として指定する。	河川法 (昭和三	○宮城県告示第九	色麻町役場、加美町役場	縦覧場所	ては現物当たりの数値である。					= = =				
名取市下增田字前干場四番二地先	名取市下増田字前干場四番三	名取市植松字稔田八八番四	名取市植松字稔田二二三番二			間に係る二の大字の区域内の土地のうち、		九月二十一日			十九年法律第五	第九百十二号	加美町役場		る 。	石灰全量、C/N・				八八四				
子前干場四	子前干場四	10田八八番	秘田			の区域内の			部河川課及		1六十七号					- 炭素窒素								
番二地先	番三	四	番二						び宮城県仙台)第五十六条					C/N - 炭素窒素比、水分 - 水分含量			- 九 ・八	六 · 一	Л· О	O :		
						別紙図面に赤り	宮城県知事		土木事務所に		第一項の規定.					分含量		五一、六	四八・四	二七・九	三六・二	四〇・四	二 四 五	
						別紙図面に赤色で着色した部分の区域内の土	村井嘉浩		宮城県土木部河川課及び宮城県仙台土木事務所に備え置いて縦覧に供する。		和三十九年法律第百六十七号)第五十六条第一項の規定により、次の土地を河川予定地							十二十二年一月二	十二十二年一月二	十二十一年十月三	十九日 二十一年十月二	十九日 二十一年十月二	十二日 二十二年月日 日 一年七月二	

(7) 平成2	22年9	月21	日	火曜	日		宮	城		県		公		報								第2	192	号	
平成二十二年九月二十一日区)に係る開発行為は、その工事を完了した。区)に係る開発行為は、その工事を完了した。	公告	所 長 高 橋 幸 夫	宮城県北部地方振興事務所	平成二十二年九月二十一日 地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。	なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台	月十日認可した。	項の規定により、美里東部土地改良区が行う土地改良事業(維持管理事業)の施行を平成二十二年九土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第十条第一	〇宮城県告示第九百十四号	平成二十年七月二十三日(宮城県知事(三)第四千六百二十七号	四、免許年月日及び免許番号	仙台市若林区沖野二丁目二十番十号一〇三	三事務所の所在地	阿部 岳重	二代表者の氏名	最上ホーム	一 宅地建物取引業者の名称	宮城県知事 村井 嘉浩	平成二十二年九月二十一日	すことがある。	なお、この告示の日から三十日を経過しても申出がないときは、宅地建物取引業者の免許を取り消	(昭和二十七年法律第百七十六号)第六十七条第一項の規定により告示する。	次の宅地建物取引業者については、その事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法	○宮城県告示第九百十三号	名取市植松、杉ヶ袋及び下増田並びに岩沼市下野郷	二 大字
なお、傍聴者の入場は、午前九時三十分からとします。 傍聴券の交付は、審理廷入口において先着二十名限り交付します。宮城県行政庁舎 十八階 一八〇二会議室	仙台市青葉区本町三丁目八番一号二 場所	平成二十二年十月二十日 午前十時	一 日時	平成二十二年九月二十一日	により行う。	〇元教育職員新山伸一に対する平成二十一年三月-	人事委員会		二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 (名称)			地域の名称	工事を完了した開発区域(工区)に含まれる		平成二十二年九月二十一日	区)に係る開発行為は、その工事を完了した。	〇都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十十					二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 (名称)	地域の名称	工事を完了した開発区域(工区)に含まれる	
5ます。				宮 城 県 人 事 委 員 会		〇元教育職員新山伸一に対する平成二十一年三月十八日付け懲戒処分について、第一回口頭審理を次		株式会社マルニ	気仙沼市唐桑町港七十七番地一	二十の各一部	一、二番二十三及び三番二並びに二番十九、二番	二番九、二番十、二番十二、二番十三、二番二十	名取市上余田字千刈田二番六、二番七、二番八、	宮城県知事 村 井 嘉 浩			〇都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(エ		橋口恵子	橋口 英樹	B二〇 号	名取市小山二丁目三番二十五 - 二号メゾンド桐		名取市下余田字草倉田二百八番一	宮城県知事 村 井 嘉 浩

育21	92 등	를	平点	ጀ22	年 9	月2	21日	IJ	〈曜	日	宮	ı	城		県		公		報							_b		0		(8)	1
地域振興課 7月15日	政策課・行政評価室 7月13日	企画総務課 7月27日	本庁	〇企画部	消防課(防災ヘリコプター管理事務所を含む) 7月22日	危機対策課 7月22日	管財課・財産利用推進室 7月22日	市町村課(選挙管理委員会事務局を含む) 7月29日	税務課・地方税徴収対策室 8月4日	財政課 8月4日	広報課 7月14日	私学文書課・県政情報公開室 7月29日	職員厚生課 7月22日	行政経営推進課 7月14日	人事課・行政管理室 7月29日	秘書課 7月14日	本庁	○総務部	監査実施機関	1 監査実施機関及び監査実施年月日	宮城県監査委員 工 藤 鏡 子	宮城県監査委員 遊 佐 勘左衞門	宮城県監査委員 佐々木 敏 克	宮城県監査委員 内 海 太	平成22年 9 月21日	から8月までに実施した一般会計及び特別会計に係る定期監査等の結果は次のとおりです。	地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項,第2項及び第4項の規定により平成22年7月	〇宮城県監査委員告示第9号		i	
新産業振興課	経済商工観光総務課・富県宮城推進室	本庁	○経済商工観光部	国保医療課	薬務課	障害福祉課	子ども家庭課・子育て支援室	健康推進課・疾病・感染症対策室	長寿社会政策課・介護保険室	医療整備課	社会福祉課	保健福祉総務課	本庁	〇保健福祉部	共同参画社会推進課	消費生活・文化課	廃棄物対策課・竹の内産廃処分場対策室	資源循環推進課	食と暮らしの安全推進課	自然保護課	環境対策課・原子力安全対策室	環境政策課	環境生活総務課	本庁	○環境生活部	情報システム課	情報政策課・情報産業振興室	統計課	土地対策課	総合交通対策課	
7月23日	8月3日			7月13日	7月13日	8月5日	8月5日	7月23日	8月4日	7月28日	7月28日	8月5日			7月20日	7月28日	7月15日	7月15日	7月28日	7月22日	8月4日	7月20日	8月4日			7月15日	7月15日	7月27日	7月15日	7月13日	

(9)	平成22年9月21日	火曜日	宮	拡	厚	/ \	報	
١		T 13 44 + 9 /7 4 14	ᄉᄩᄓ		27.7%	ѫ	Δ	+IX	

(9)	<u>7</u>	平成	22年	F 9	月2′	日	火	(曜E	3		宮	i	城		県		公	:	報								第2	192	号	
港湾課	防災砂防課	河川課	道路課	用地課(収用委員会事務局を含む)	事業管理課	土木総務課	本庁	〇土木部	水産業基盤整備課	(宮城海区漁業調整委員会事務局,内水面漁場管理委員会事務局を含む)	水産業振興課	森林整備課	林業振興課	農村整備課	農村振興課	畜産課	農産園芸環境課	農業振興課	食産業振興課	農林水産経営支援課	農林水産総務課・農林水産政策室	本庁	〇農林水産部	国際経済課	国際政策課	観光課	雇用対策課	産業人材対策課	商工経営支援課	産業立地推進課・仙台北部工業団地整備室
7月29日	7月29日	7月29日	8月3日	7月14日	7月14日	8月5日			7月28日	8月3日		7月27日	7月28日	8月3日	8月3日	7月23日	7月28日	8月3日	7月27日	7月28日	8月4日			7月13日	7月13日	7月23日	7月23日	7月23日	8月3日	7月29日
○監査委員事務局	〇人事委員会事務局	○警察本部 8月1	船岡支援学校	米谷工業高等学校	仙台西高等学校	地方機関	文化財保護課	生涯学習課	スポーツ健康課	施設整備課	高校教育課	義務教育課・特別支援教育室	教職員課	福利課	総務課・教育企画室	本庁	〇教育庁	○議会事務局	検査課	契約課	会計課	本庁	〇出納局	設備課	 	住宅課	建築宅地課・建築安全推進室	下水道課	都市計画課	空港臨空地域課
8月5日	7月15日	8月18日,19日	8月25日	8月25日	8月25日		7月27日	7月23日	7月23日	8月4日	8月19日	8月19日	7月13日	7月27日	8月19日			8月5日	7月15日	7月14日	7月27日			7月22日	7月22日	8月3日	7月14日	7月29日	8月5日	7月14日

第2192号 平成22年9月21日 火曜日 宮 城 県 公 報 (10) <u>ω</u> 0 に注意をしました。 旨に沿って行われているかについて、特に意を用いて行いました。 〇労働委員会事務局 命令しているものの , 納付されてない状況にあるので , 収納促進と適切な債権管理を図られたい。 管理を図られたい。 なお,宮城県警察の監査については,犯罪捜査報償費の執行状況を重点として実施しました。 その結果、公表すべき指摘事項は下記のとおりであり、その他の軽易な事項については関係機関 平成21年度の財務に関する事務の執行の事実が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣 監査結果 税務課・地方税徴収対策室 (内容) (内容) 廃棄物対策課・竹の内産業処分場対策室 特別納付金(産業廃棄物最終処分場の行政代執行に係る費用)において,債務者に対して納付 情報政策課・情報産業振興室 県税において、収入未済があったので、県税事務所に対する収納促進の指導徹底と適切な債権 〇宮城県情報通信関連企業立地促進奨励金 補助金等精算返還金において,収入未済があったので,収納促進と適切な債権管理を図られた ・H21年度収入未済額 H21年度収入未済額 H20年度収入未済額 ・H21年度収入未済額 過年度分 現年度分 □▷ 過年度分 現年度分 3,067,580,116円 現年度分 뿌 빡 3,170,285,635円 5,700,994,581円 4,997,142,850円 8,167,428,485円 8,768,574,697円 19,487,000円 7月22日 9 4 務所,児童相談所に対する収納促進の指導徹底と適切な債権管理を図られたい。 新産業振興課 〇母子寡婦福祉資金貸付金償還金 子ども家庭課・子育て支援室 普通財産の土地貸付に係る使用料において,6ヶ月以上の調定遅延が認められたので,今後再 ○児童保護費 母子寡婦福祉資金貸付金償還金及び児童保護費において,収入未済があったので,保健福祉事 H20年度収入未済額 ・H21年度収入未済額 · H21年度収入未済額 過年度分 現年度分 過年度分 現年度分 H20年度収入未済額 H20年度収入未済額 過年度分 □▷ 過年度分 現年度分 過年度分 □▷ 現年度分 現年度分 □▷ 過年度分 □▷ 現年度分 빡 빡 빡 빡 빡 맫 163,937,344円 493,954,956円 330,017,612円 13,253,233円 50,129,691円 74,251,451円 57,541,987円 96,628,246円 67,309,098圧 163,937,344円 66,200,177円 16,070,486円 16,709,464円 11,413,679円 17,233,993円 15,812,273円 4,398,594円 3,980,760円

(11)平成22年9月21日 火曜日 宮 城 県 公 報 第2192号 8 6 るものの、納付されてない状況にあるので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。 権管理を図られたい。 発しないように対策を講じられたい。 (内容) (内容) (内容) (内容) 水産業基盤整備課 林業振興課 補助金等精算返還金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られた 農林水産経営支援課 特別納付金(第三創榮丸の行政代執行に係る費用)において,債務者に対して納付命令してい ○国産材産地体制整備事業補助金及び地域材ブランド化促進事業補助金 林業・木材産業改善資金貸付金償還金において,収入未済があったので,収納促進と適切な債 ・H21年度収入未済額 ·貸付年月日 ·貸付内容 調定金額 ·調定年月日 H21年度収入未済額 貸付期間 H20年度収入未済額 ・H21年度収入未済額 過年度分 現年度分 □▷ 過年度分 現年度分 現年度分 빡 빡 平成22年1月12日(平成21年度分) 693,720円 平成21年4月1日 平成21年4月1日から平成25年3月31日まで 技術開発研究会館敷地 27,214,804円 10,016,000円 13,293,000円 10,051,000円 10,311,000円 3,242,000円 295,000円 6 9 な債権管理を図られたい。 促進と適切な債権管理を図られたい。 (内容) (内俗) 住宅課 都市計画課 〇県営住宅駐車場使用料 〇県営住宅使用料 県営住宅使用料及び県営住宅駐車場使用料において,収入未済があったので,収納促進と適切 土地区画整理組合事業資金貸付金償還金に係る延滞金において,収入未済があったので,収納 ・H21年度収入未済額 H20年度収入未済額 ・H21年度収入未済額 ・H21年度収入未済額 現年度分 □▷ 過年度分 現年度分 H20年度収入未済額 過年度分 現年度分 過年度分 現年度分 過年度分 現年度分 過年度分 現年度分 □▷ □▷ □▷ 빡 빡 빡 뿌 빡 149,508,863円 166,892,583円 231,564,005円 266,202,614円 237,227,702円 99,310,031円 199,455,614円 82,055,142円 37,772,088円 35,651,541円 37,772,088円 8,147,600円 15,916,864圧 2,120,547円 7,769,264円 8,742,300円

H20年度収入未済額

現年度分 6,814,500円

過年度分

6,596,980円

빡

13,411,480円

警察本部

(1

られたい。 放置違反金及び損害賠償金において,収入未済があったので,収納促進と適切な債権管理を図

(内容)

○放置違反金

・H21年度収入未済額

過年度分 現年度分 25,180,536円 12,799,000円

□▷ 빡 37,979,536円

H20年度収入未済額

過年度分 現年度分 23,756,336円 16,319,000円

□▷ 빡 40,075,336円

〇損害賠償金

H21年度収入未済額

現年度分 1,021,450円

過年度分

12,974,400円

□▷ 빡 13,995,850円

H20年度収入未済額

現年度分 2,574,600円

過年度分 11,434,350円

□▷ 빡 14,008,950円

高校教育課,義務教育課・特別支援教育室

(12) たことが認められたので,再発防止に向けて速やかに事務の改善を講じるとともに,指導徹底を 県立学校における学校徴収金等において,職員が不適正な会計処理を繰り返し,私的に流用し

(内容)

図られたい。

〇米谷工業高等学校

・職員による私的流用金額

約480,000日

・私的流用があったとされる期間 平成20年9月から平成22年3月まで

〇仙台西高等学校

・職員による私的流用金額 6,689,098円

・私的流用があったとされる期間 平成21年2月から平成22年3月まで

〇船岡支援学校

・職員による私的流用金額 6,976,081円

私的流用があったとされる期間 平成22年4月から平成22年6月まで

米谷工業高等学校

(13)

保護者から納入された寄宿舎に係る寮費等において,職員が不適正な会計処理を繰り返し,私

的に流用したことが認められたので,再発防止に向けて速やかに事務の改善を講じられたい。

・職員による私的流用金額

約480,000日

私的流用があったとされる期間 平成20年9月から平成22年3月まで

仙台西高等学校

たので、再発防止に向けて速やかに事務の改善を講じられたい。 学校徴収金等において,職員が不適正な会計処理を繰り返し,私的に流用したことが認められ

(内容)

・職員による私的流用金額

6,689,098円

私的流用があったとされる期間 平成21年2月から平成22年3月まで

船岡支援学校

団体会計等において、職員が不適正な会計処理を繰り返し、私的に流用したことが認められた

ので、再発防止に向けて速やかに事務の改善を講じられたい。

(内容)

・職員による私的流用金額 6,976,081円

私的流用があったとされる期間 平成22年4月から平成22年6月まで